

質問します



介護保険サービスを利用したいのですが、どのようにすればよいですか？

お答えします



本人や家族等が、お住まいの市町村の介護保険担当窓口にご相談します。

※明らかに要介護認定が必要な場合。介護給付や予防給付によるサービスを希望している場合等

※総合事業を利用する場合

## 要介護認定申請をする

住んでいる市町村役場で申請する。

必要なもの ①被保険者証 ②かかりつけ医の診察券や予約券等  
主治医の名前と住所が確認できるもの

基本  
チェックリスト

サービス事業対象者  
(総合事業)

### 訪問調査で 状態をチェック

広域連合の調査員が自宅に訪れ、  
本人の実際の状態を調査

### 主治医意見書

広域連合から本人の心身状態に  
ついての意見書を主治医に依頼

調査項目は74項目  
です。当日は、本人  
では気づかないこと  
があったり、出来な  
いことを出来ること  
言ったりすることが  
あるため、ご家族な  
どの立会いをお願い  
しています。

### 審査・判定

- 一次判定 = 調査結果をコンピュータにかける
- 二次判定 = 保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会にて判定

主治医意見書が必要  
となりますので、か  
かりつけ医を決めて  
いた方がよいです。

認定結果が到着！ 申請から約1ヶ月後に自宅に郵送されます

#### 要介護1～5

居宅介護支援事業所のケアマネジャー(右頁参照)に「ケアプラン」の作成を依頼。ケアプランの検討、サービス提供者との契約後に、心身の状態に合ったサービスが利用できるようになります。

19 ページへ

#### 要支援1・2

地域包括支援センター(13ページ)に「介護予防ケアプラン」の作成を依頼。ケアプランの検討、サービス提供者との契約をすれば、介護予防サービスの利用が受けられるようになります。

16 ページへ

#### 自立(非該当)

介護保険のサービスは受けられませんが、地域支援事業に参加できますので、市町村役場の介護保険窓口、あるいは地域包括支援センター(13ページ)などにご相談下さい。

10 ページへ

### 地域支援事業

10 ページへ

介護保険サービスが利用できます

